

差 押 債 権 目 錄

金 円

債務者（勤務）が第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして頭書金額に満つるまで。

記

(1) 紙料（基本給と諸手当、ただし通勤手当を除く）から所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の4分の1

(ただし、上記残額が月額44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

(2) 賞与から(1)と同じ税金等を控除した残額の4分の1

(ただし、上記残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

なお、(1)、(2)により弁済しないうちに退職したときは、退職金から所得税、住民税を控除した残額の4分の1にして、(1)、(2)と合計して頭書金額に満つるまで。